

日本IT書紀

038 国勢調査

03 未剖篇
卷之五 靉黓

佃均



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

第三十八

国勢調査

一

やや時間をさかのぼる。

タイガー計算器が世に出る二十年ほど前、一八九二年のこと、国勢院の審査官だった高橋二郎は「人口調査電気機械の発明」と題した論文にまとめた。一八九〇年に行われた米合衆国人口調査にならって、我が国でも最新鋭の機械装置と近代統計学の手法を国勢調査に持ち込む必要があると訴えたものだった。これがホレリス式統計機械の有用性を紹介した、日本で最も早い論文であった。

次いで一八九五年九月、国際統計協会 (International Statistical Institute : ISI) から、

——一九〇〇年に行われる世界人口センサスに日本も参加しないか。

という働きかけがあった。

すでに官界を引退していた杉亨二はただちに行動を開始し、貴族院の知己に法律の整備を訴えた。翌年、貴族院か

ら「国勢調査二関スル建議」が提出され、衆議院で可決された。この順調であれば世界人口センサスに参加することも夢ではなく、そうなれば大日本帝国も世界の先進国に仲間入りすることができる。

ところが松方正義、伊藤博文、大隈重信、山県有朋、伊藤博文と短命内閣がめまぐるしく交代したことから、法律の審議が事実上停止してしまった。杉や高橋らが焦燥の思いで法律の成立を見守っていたことは想像に難くない。

世界人口センサスへの参加は見送られ、それから六年後の一九〇二年にいたってようやく「国勢調査二関スル法律」が成立した。

同法では、
「国勢調査は十年ごとに実施し、第一回は、明治三十八年に行う」

となっていた。ところが明治三十八年（一九〇五）は、折り返す日露戦争の勃発で実施できなかつた。その十年後の一九一五年も、第一次大戦で見送られた。

一九一七年、衆議院で「国勢調査施行二関スル建議」が可決された。翌年には国勢調査の経費が認められ、ここに第一回国勢調査へ実施体制が整った。実施の実務は国勢院に委ねられた。

このとき国勢院は

「実施は三年後とする」

と決定した。

同じ年に世界人口センサスが行われるのである。初期の計画から二十年遅れたことになるが、世界主要国入りを果たす意味は変わっていない。

このとき国勢院で、国勢調査の基本方針について若干の議論があった。

横山雅男を中心とするグループが

—— 経済調査を併せて実施すべきである。

と強く提案した。

これに対し、高橋は「もつともである」と一度は認めめた
が、最終的に

—— 人口調査に限定すべきである。

と、限定論を押し通した。

所得額や消費性向などを調べれば、経済政策の貴重な資料となることは分かっていた。だが、それよりも先に、初の国勢調査が円滑に実施され、その効用を政府諸機関に認知させることが、より重要だと高橋は考えていた。

国勢調査実施日をいつにするかについても、国勢院はさまざま配慮を払っている。

年末・年始は、諸取引の決算や、年賀の風習がある。日本海側や北海道では積雪が多く、調査をする時期としては

不適當である。

夏季は暑いため調査員に負荷がかかる。

そこで春か秋かだが、春は就職・就学、転勤などで人口の移動が多い。このために不適當とされ、降雪前の十月一日が選ばれた。

かくして第一回国勢調査は一九二〇年十月一日に実施されるということが正式に決まった。

そのことが伝わると世評は不信感や警戒心を訴えた。当時、国がすることに庶民は強い猜疑心を抱いていた。ことに米騒動のとき、警官がサーベルを抜き、騎馬の憲兵が群集を蹴散らし、ついに歩兵が実弾を発砲したことが尾を引いていた。

このため政府は市町村の名で全国にポスターを貼り出し、誤解を解き、調査の目的、申告の方法、調査する事柄などを周知させた。国勢調査はこうしたことにまで気を配らなければならなかった。

二

第一回国勢調査を前に、勅令が出た。

大正十年の勅令第二七二号「第一回国勢調査記念章制定ノ件」がそれである。

記念章は径一寸の青銅製メダルに白と紫の綬を施し、調査に協力した者、調査事業に関与した者に贈附された。よほどの名譽だったのか、第六条に

「記念章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス」

と謳っている。

なるほど、お上の大事業であれば、協力を賞されるのは名譽に違いない。

だけでなく、様々な記念品が作られた。各地の民俗館や博物館に所蔵されているものを見ると、南部鉄瓶と精工舎製の置き時計が知られるが、このほかにも都道府県ごとに花瓶や額、寺社の社票などが配られた。また記念章の図柄をそのまま写し取った額面一銭の記念切手も発売されている。

こうした物の中に、鹿島市が市中に貼り出したポスターが、総務省統計局に今も残っていた。

そこには、「如何に調べるか」「何時調べるか」「何を調べるか」「何の為に調べるか」の四項目が大きく掲げられ、

国勢調査は社会(よのなか)の実況(ありさま)を知る為に行ふので課税(ぜいきん)でも犯罪人(ざいにん)を探す為でもありません。(カッコ内の訓みは原文ママ)

という説明書きが見える。

総務省の係官によると、

「漢字に振り仮名が付けられ、庶民にも分かりやすかった。役人的な命令口調や、ただの事務的な文章ではなかったので、好評だったようです」

という。

こうした周知徹底の努力が功を奏し、国民の不信感や警戒心は薄れていった。反対に

——日本も本当の近代国家、文化国家の仲間入りができる。

と歓迎ムードが高まった。

伊藤博文が強引に協約を締結させ、大日本帝国に併合されていた朝鮮半島でも、国勢調査を歓迎する空気があった。親日派は大日本帝国との一体性がより強化されるものとして、反日派・抗日派は民族独立に備えるために。

各地で講演会が開かれ、旗行列や花電車が催された。チンドン屋まで出る騒ぎになった町村もあった。実施の当日、十月一日の午前零時になると全国でサイレンや大砲、寺や神社では鐘、太鼓を打ち鳴らした。

並行して国勢院は、アメリカ合衆国のコンピュータインダストリー・レコーディング(CTR)社に

ホレリス式手動穿孔機と手動検孔機を発注した。川口式集計分類機械装置は実用化実験の段階を終えていたが、アメリカ合衆国の人口調査に使われた。『本家本元』を手にしたかったのであろう。

『情報処理産業年表』は

一九二〇年八月、国勢院、ホレリス式パンチカード装置、
検孔装置を輸入。

と記す。

これは現物が輸入された年紀ではなく、実は、三井物産に発注を依頼（指示）したときにはかならない。

三井物産はただちにニューヨーク駐在事務所に注文書を送り、吉澤審三郎という所員がCTR社と交渉を始めた。

当初、CTR社は「了解した」と返事をした。

ところがしばらくして、

——検討の結果、貴意に沿うことができない。

という返事がきた。

——当社は新しい営業方針に則って、マシンはレンタル

契約となる。

賃貸契約のほかは受け付けることができない、という。

吉澤は同じくパンチカード式統計会計機械装置を製造しているパワーズ・アカウント社にも問い合わせた。

回答は一緒だった。

何度か太平洋を越えて電信がやり取りされるうち、パンチカード装置やベリファイ装置であれば売り渡すことが可能であることが分かった。そこで国勢院は統計会計機械装置本体の輸入を断念し、翌年八月、改めてパンチカード装置とベリファイ装置を発注した。これと川口式集計分類機械装置を組み合わせるのである。

三

紆余曲折を経て、CTR社のホレリス式手動穿孔機と手動検孔機を載せた船が横浜港に着いたのは一九二三年（大正十二）八月二十一日だったと記録されている。個々の家庭を調査員が訪問したのは一九二〇年の十月一日で、それから三年が経ち、全国から集められた調査票は事前処理が終了するところだった。

いよいよ集計作業に着手できるであろう。

荷揚げしようとした当日、大地が揺れた。

幸いなことに、機械装置一式はまだ陸揚げされていないか

った。

被災を恐れて、船は神戸港に避難しなければならなかった。ただであれば、国勢院は慌てふためきはしなかった。実はこのときのために作製した川口式集計分類機械装置十台のうち、十台までが震災で焼失してしまったのだ。この話はすでに書いた。

再び船が横浜港に戻り、ホレリス式パンチカード装置が国政院に設置されたのは、同年十二月のことだった。震災からの復興が旧ピッチで進められる中で、職員たちはアメリカ製パンチカード装置による集計作業に取り掛かった。

操作方法は英文の手引書があったからよかったにしても、集計・分類のための配電盤の設定はほとんど手探りで行われた。

このとき国勢院は国勢調査の集計作業にパンチカード・システム（PCS）を使う際の手順を次のように定めた。

- ① 調査票の策定
- ② 記載事項の審査
- ③ 符合の統一

④ 実査

⑤ 調査票の回収

⑥ 記入内容の確認と前処理

⑦ 穿孔

⑧ 検孔

⑨ 分類・集計

⑩ 統計原表の作成

この方式は、第二次大戦後のPCSによる処理でも基本的に継承されている。ただし第一回の国勢調査でパンチカードを適用したのは八百三十万人についてであった。全人口の七分の一に過ぎなかったが、その先取性と実行力は高く評価されている。

調査の結果は以下のようなようだった。

- ・ 総人口は七千六百九十八万八千三百七十九人
- ・ 内地五千五百九十六万三千五十三人
- ・ 外地二千二百二十五万三千二百二十六人

その後の分類作業によって、国勢院は以下のように報告した。

- ・ 内地に居住する者のうち何らかの職業に就いているのは二千六百四十四万人
- ・ 産業別では農林水産業が一千四百四十四万人（有業者

の五六・四%)

・鉦工業は五百五十八万人(二一・一%)

・商業は六百四十二万人(二四・三%)

なんらかの職業についていたのは、全人口の四七・二%
だった。過半数が仕事に就いていないのに内地五千六百万
人が暮らしていたのだから、考えようによっては素晴らし
いことだった。

しかし一部の政治家や軍人は

——これでは、国力もへったくれもあるものではない。
と考えた。

政府はこの調査から、近代化のためには全体の有業者数
を増やして生産力を高め、農林水産業から鉦工業への就労
の移動を促す必要があることを読み取った。すなわち、明
治政府が取り組んだ「殖産興業」施策ではまだ足りない、
というのである。

殖産興業の施策は都市への人口集中を促した。一方では
日本独特の「財閥」という偏った民間資本を蓄積し、多く
の成金を輩出した。農村は食糧の供給源としてだけでなく、
鉦工業・商業への労働力の供給源となっていた。加えて
租借地と財閥系の生産拠点が中国大陸に展開した。その権
益を守るための軍隊を必要とした。

ヨーロッパ列強に比べて、日本の資本は脆弱だったにも
かわらず、政府は肥大化の道を選択した。それはあたか
も、細い骨をわずかな筋肉が覆っているに過ぎない肉体に、
過重な鎧を着て列強と張り合うのに等しかった。

~~~~~ 補注 ~~~~~

国際統計協会 I S I / International Statistical Institute。

一八五五年に発足した統計学社の国際組織で、オランダのヴォーブルグに本部を置いている。

十月一日 年末、年始は、諸取引の決算や、年賀の風習がある。日本海側や北海道では積雪が多く、調査をする時期としては不適當である。夏季は暑いため調査員に負荷がかかる。そこで春か秋ということになったが、春は就職・就学、転勤などで人口の移動が多いために不適當とされ、降雪前の十月一日が選ばれた。

勅令第二七二号 条文は以下のようだった。

第一条 第一回国勢調査実施記念ノ表章トシテ特ニ記念章ヲ設ク  
第二条 記念章ノ図式左ノ如シ

章 青銅円形径一寸表面菊花輪廓内ニ戸籍ノ卷物ヲ手ニセル  
大化年間ノ国司ノ立像ヲ表シ裏面ニ国勢調査記念章大正  
九年十月一日ノ文字ヲ識ス

級 織地幅一寸二分中央白左右紫両縁白  
2 記念章ハ綬ヲ用テ左肋ニ佩フ

第三条 記念章ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ之ヲ授与ス

一 第一回国勢調査ノ事業ニ直接関与シタル者

二 第一回国勢調査ノ事業ニ伴フ要務ニ関与シタル者  
左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ記念章ヲ授与セス但シ刑  
刑、免官又ハ免職ノ後前条ニ該当スル者ニ付テハ此ノ限

ニ在ラス  
ニ在ラス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 懲戒ノ裁判又ハ処分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者

第五条 記念章ヲ授与セラルヘキ者ニ対シテハ其ノ授与前死亡シタルトキト雖仍之ヲ授与ス

第六条 記念章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

横山雅男 よこやま・まさお / 1861 ~ 1943。広島県師範

学校を出て小学校教員を務めたのち上京し、一八八三年共立統計学校の第一期生となった。一九一三年内閣統計局兼任統計官として第一回国勢調査の実現に尽力した。一九三五年から『統計学雑誌』を刊行する傍、大学や専門学校、団体などで統計学の講師を務めた。

吉澤審三郎 よしざわ・しんざぶろう。三井物産機械部の社員として米国の機械式統計会計装置、作表機などを調査していた(政府の委託を受けていた、とも)。一九四八年、三井物産からUNIVACコンピュータの代理店契約を引き継いで吉澤会計機(のち「吉沢ビジネス・マシンス」と改称)を設立した。

# 日本IT書紀 038 国勢調査

著 者：佃 均

発行者：（特非）オープンソースソフトウェア協会  
<http://www.ossaj.org/>  
[info@ossaj.org](mailto:info@ossaj.org)

発行日：2023年4月10日

本作品は2004年-2005年ナレイ出版局より刊行された「日本 IT書紀」全5分冊を底本とし、原著者が一部改定を加えたものを複数の電子書籍に再構成して CC-BY-NC-ND ライセンスにより公開します。



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。